

公 示

次のとおり企画書の募集を行います。

令和 8 年 10 月 30 日

独立行政法人環境再生保全機構
契約担当職 理事 蜂谷 静夫
(公 印 省 略)

1. 企画競争に付する事項

(1) 件名

自治体向け熱中症対策ファーストキット企画・制作・実証業務

(2) 仕様等

仕様書のとおり

(3) 期間

契約締結の日～令和 10 年 3 月 31 日

(4) 納入場所

独立行政法人環境再生保全機構 熱中症対策部 地域熱中症対策課

(5) 契約金額の上限

55,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 選考方法

企画書の各項目の審査による企画競争方式

2. 参加資格に関する事項

(1) 企画競争に参加することができない者

① 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（以下「取扱細則」という。）第 4 条に規定する契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

② 取扱細則第 5 条の規定する契約の履行に当たり品質若しくは数量に関して不正の行為をした者及び公正な競争の執行を妨げた者並びに契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者など

(2) 令和 07・08・09 年度競争契約参加資格（全省庁統一資格）において、役務の提供等の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

(3) 企画競争説明書、契約書（案）、特定個人情報の取扱いに関する契約書（案）、仕様書及び本件企画競争に必要なその他の書類（以下「企画競争説明書等」という。）の交付を受けた者で

あること。

- (4) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (5) 特定個人情報管理状況調査票のすべての確認項目が実施済又は対応済であること。(非該当項目を除く。)
- (6) 特定個人情報の取扱いに関する契約書を締結できる者であること。

3. 提案者の義務

上記2.(2)の資格審査結果通知書の写し、(5)特定個人情報管理状況調査票を令和8年11月18日(水曜日)17時00分までに電子メール又は送付(必着)にて提出すること。

4. 契約条項を示す場所、企画競争説明書等の交付場所及び問合せ先等

- (1) 契約条項を示す場所、企画競争説明書等の交付場所及び問合せ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー8階

独立行政法人環境再生保全機構

熱中症対策部 熱中症情報管理課 担当(橋本、小野寺、鈴木)

e-mail info-heat★erca.go.jp

(※★を@ (半角)に置き換えてください。)

電話 044-520-9556

- (2) 企画競争説明書等の交付期間及び交付方法

① 交付期間

本公告の日～令和8年11月17日(火曜日)における平日10時00分～17時00分の時間帯

② 交付方法

<https://form-gw.hm-f.jp/hai2form/569a9a14-2df0-4422-88fd-f498aa4b16f2>により交付するため、登録フォームに必要事項を登録すること(※)。ただし、登録しても交付を受けられない、登録の仕方が分からない等、本交付方法では手続きができない場合は上記①の交付期間内に上記(1)に連絡し、相談すること。

※ 登録された個人情報は、本入札案件に係る入札説明書等の交付や質疑応答等の連絡のみに利用し、第三者への提供は行いません(法令に基づく場合を除く。)。なお、本登録フォームは株式会社ラクスが運営するメール配信サービス「配配メール」を利用しています。

- (3) 企画競争説明会の日時及び場所

開催しません。

5. 企画書の提出期限等

- (1) 企画書の提出期限及び場所

令和8年11月18日(水曜日)17時00分まで

上記４．（１）に示すとおり

企画書の提出方法は、持参、郵送（書留など配達記録が残るものに限る。）、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「特定信書便」という。）又は電子媒体のいずれかの方法による。なお、郵送、特定信書便又は電子媒体の場合には、提出期限までに必着のこと。

特定信書便による提出を行う場合は、特定信書便事業者に該当する法人であることを確認すること。特定信書便事業者に該当する法人情報については総務省ホームページを確認すること。（https://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei_g.html）

（２）企画書に関するヒアリング

上記（１）の期限までに有効な企画書等を提出した者に対して、必要に応じて連絡し実施する。

提出した企画書等の説明依頼の連絡を受けた者は、以下の実施日・場所において、プレゼンテーション、質疑応答に対応するものとする。

① 実施日

令和 8 年 11 月 20 日（金曜日）

（詳細な時間や場所は令和 8 年 11 月 19 日（木曜日）までに連絡する。）

② 場所

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー 8 階

独立行政法人環境再生保全機構 第 1 会議室又は第 3 会議室

（ただし、オンラインでヒアリングを実施する可能性もある。実施方法については令和 8 年 11 月 19 日（木曜日）までに実施時間と併せて連絡する。）

6. その他

（１）企画競争及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）契約保証金に関する事項

免除する。

（３）提案者に要求される事項

企画競争の実施日までに契約担当職理事から企画書に関して説明が求められた場合には、これに応じなければならない。

（４）企画書の審査

企画競争説明書に基づき、提出された企画書等について審査を行い、契約候補者として 1 者を選定する。ただし、優秀な企画書等の提出がない場合は、この限りでない。

なお、この審査の採否結果は、採用者には連絡し、不採用者には通知書を送付する。

(5) 企画書の無効

本公告に示した競争資格のない者の提出した企画書、提案者に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画書及び企画競争に関する条件に違反した企画書は無効とする。

(6) 契約者の決定方法

企画競争説明書に定める審査の方法によって得られた数値の最も高い者の企画を採用し、当該企画書の提案者と随意契約により契約を締結する。

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) 詳細は企画競争説明書による。

7. 契約情報の公表について

(1) 契約情報の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

(2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いします。

なお、企画書の提出又は契約の締結をもって、契約情報の公表について同意されたものとみなすこととする。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること。
- 2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- 2) 当機構との間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2

以上

4) 一者応札である場合はその旨

③ 当方に提出していただく情報

1) 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則 72 日以内

(3) 「資格停止措置等」の公表

取扱細則第5条の規定により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表します。